

「税」の豆知識

たばこは大洲市内で買きましょう

～市たばこ税～

「たばこを市内で買うと市の収入になるって本当？」

たばこには、代金の中にたばこ税が含まれています。そのうち、**市たばこ税は、小売店のある市の収入**になり、市民の暮らしに役立てることができま

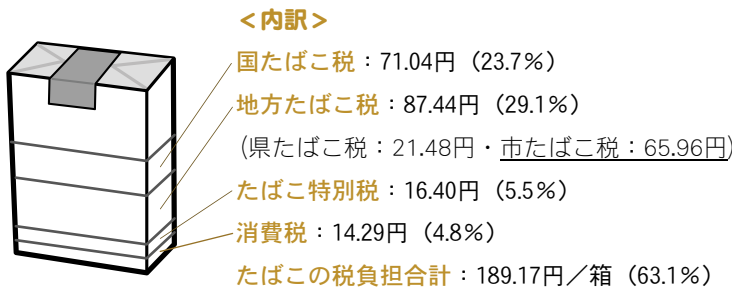
す。たばこの市内での購入にご協力をお願いします。

※平成18年度市たばこ税収額 約3億円

「たばこ1箱(20本入り)につき、いくら

のたばこ税を負担しているの？」

※1箱300円の場合(旧3級品を除く。)



「たばこ税は誰が納めているの？」

たばこ税の納税義務者は、市内の小売店にたばこを売り渡す製造者(日本たばこ産業株)、特定販売業者(輸入業者)、卸売販売業者です。しかし、たばこの小売価格にはすでに市たばこ税が含まれていますので、**実際に税金を負担しているのは、たばこを購入される消費者**です。

“健康のため、たばこの吸いすぎには注意しましょう”

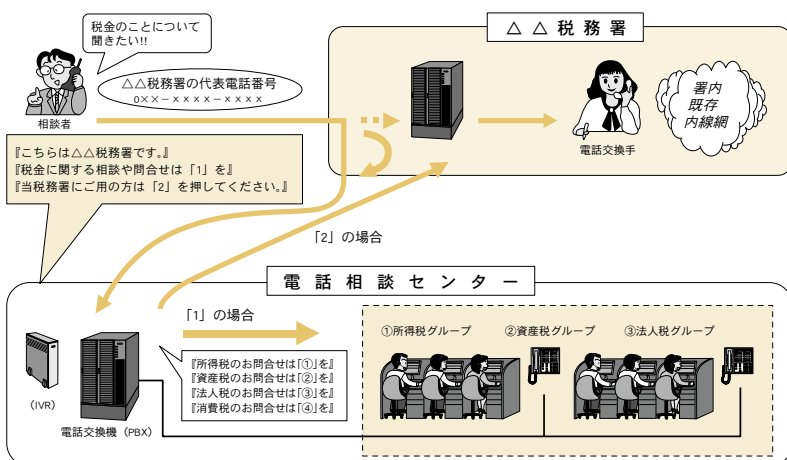
“喫煙の際には、マナーを守りましょう”

【問い合わせ先】

市役所税務課市民税係

☎24-2111 (内線130・131)

○電話相談センターのイメージ図



【問い合わせ先】

大洲税務署 ☎24-3115

平成19年11月1日から、税務署の代表電話番号にかかけただくと、自動音声案内により、国税に関する一般的なご相談は「電話相談センター」へ、税務署への個別のご用件は「税務署」へおつなぎします(電話相談センターにおつなぎした場合も、税務署までの通話料金のみの負担となります)。

「電話相談センター」においては、「電話による相談」のみを行い、「面接相談」は行いませんので、「面接相談」を希望される方は、最寄りの税務署をご利用いただきますようお願いいたします。

「電話相談センター開設」

《大洲税務署からのお知らせ》



10月は「土地月間」

～地価公示と土地取引の届け出～

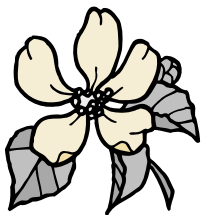
● 土地価格の目安となる 地価公示

地価公示とは、土地売買価格の目安となるよう、都市計画区域内で標準的な使われ方をされている土地（標準地）を選び出し、その土地の適正な価格を公表することです。

この標準地と知りたい土地の条件（形状、道路や駅からの距離、上下水道など）を比較することで、その土地のおおよその価格を知ることができます。

不動産鑑定士が鑑定評価を行う場合や国、地方公共団体が公用地を買った場合などにおいて標準地の価格が基準となっており、地価公示は適正な地価の形成に大きな役割を果たしています。

県内の地価公示に関する書面（標準地の価格や周辺の状況など）は市役所企画調整課にあり、どなたでも閲覧できます。



● 届け出が必要な 土地取引

左記の(1)の面積要件を満たす土地売買などの契約をしたときは、土地の権利取得者は、左記(2)の書類を契約を結んだ日から起算して2週間以内に必ず市役所へ届け出てください。届け出をしないと法律により罰せられることがあります。

(1) 面積要件

1：市街化区域（大洲市内には該当なし）：
2000㎡以上

2：1を除く都市計画区域：
5000㎡以上

3：都市計画区域以外の区域：
1万㎡以上

(2) 届出書類

1 土地売買などの届出書
2 契約書などの写し

3 土地の位置を示す5万分の1以上の地形図

4 付近の状況を示す5千分の1以上の図面

5 土地の形状などを示す図面

【閲覧・問い合わせ先】

市役所企画調整課地域政策係

☎ 24-2111（内線525）

農地パトロール実施中！

農業委員会では、遊休農地の把握と解消、農地の無断転用防止を図るため、農地パトロールを実施しています。

農業委員が農地と隣接地に立ち入ることがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ先】

大洲市農業委員会事務局 ☎24-2111（内線341）



公証週間・引揚者の皆様へ・四国観光検定

大事な契約や

遺言などは公正証書に

10月1日(月)～7日(日)

は「公証週間」

公証役場をご存知ですか。公証役場では、当事者の依頼により、金銭の貸借、不動産の売買・賃貸、損害賠償や慰謝料の支払いなど各種の契約書(公正証書)を作成しています。公正証書には、判決書と同様に、差し押さえや取り立ての効力があります。遺言書も公証役場で作成しておくこと、家庭裁判所の検認という手続きを受けることなく効力が認められます。そのほか、会社の設立のための定款や私署証書の認証、確定日付の付与などの事務を行っています。

法律行為の確実を期すためには、公正証書を作成したり、認証を受けることをお勧めします。

公証役場では、いつでも公正証書に関しての法律相談を行っており、相談は無料です。

【問い合わせ先】

八幡浜公証役場(八幡浜市広瀬1-7-6)

☎0894(22)2070

引揚者の皆様へ

～終戦当時の引揚者に対しての

通貨・証券の返還について～

税関では終戦当時の引揚者からお預かりした通貨(紙幣)や証券などを返還して

いますので心当たりの方はお問い合わせください。

◎海外から引き揚げてこられた方が、上陸地の税関または海運局などにお預けになった通貨や証券など。

◎海外の引き揚げ終結地の総領事館でお預けにな

た通貨や証券など。

※ご本人のほか、ご家族からの問い合わせも受け付けています。

【問い合わせ先】

(平日) 午前8時30分～午後

5時15分

①松山税関支署

☎089(951)0301

②松山税関支署宇和島出張所

☎0895(22)1254



旧日本銀行券



通帳・小切手

目指せ! 四国の達人

四国観光検定を実施します

四国観光検定は、四国の自然、歴史、文化などのほか、四国各県の郷土料理や伝統行事など幅広い分野にわたり、豊富な知識を持った人材の育成と観光客の受け入れ態勢の整備を目的として実施するものです。

また、分かりやすいテキストブックも発売中ですので、テキストのご愛読とともに観光検定試験にも、挑戦してみませんか。

【試験実施要領】

- 募集受付期間 9月1日～11月10日
- 試験日時 12月9日(日) 午後2時～午後3時20分
- 試験会場 四国4県に設け同時に実施
- 受験資格 制限なし、どなたでも参加できます
- 受験料 3,150円(消費税込み)
- 問い合わせ先 (社)愛媛県観光協会 ☎089(951)0711

